第２節　所得税その１

１　政策決定過程

以下では、平成元年度から平成７年度税制改正までにおける所得税改革の政策決定過程を検討する。この「１　政策決定過程」では、次の２以降に先立ち、この期間の改正の全体像を簡単に説明しておく。なお、この第２節では税率や所得控除の改正の経緯について説明し、所得税の個別項目（事業所得や年金所得、分離課税所得への課税など）の改正は次の「第３節　所得税その２」で検討する。

中曽根内閣及び竹下内閣の下で昭和62年から昭和63年に行われた抜本的税制改革は消費税の導入から酒税の改正まで極めて幅広いものであったが、所得税についても極めて大きな改正がなされた。その概要（税率構造や所得控除の変遷）は**表2-2-1**、**表2-2-2**、**表2-2-3**のとおりであり、所得税の税率構造が大きく見直された。その特徴は最高税率を大きく引き下げ、税率の刻み数も昭和61年の15から平成元年には５に減らすなど、いわゆる「フラット化」と「簡素化」を前面に出したものであり、当時アメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権でなされた税制改革に強く影響を受けたといわれる。平成元年以降しばらくは、この大きな改正の直後であったため、所得税改革は一段落の状態であった。いわゆる「パート減税」による給与所得控除の引上げ（平成元年）などの改正はあったが、当時の税制に関する議論の中心は後に述べるように、専ら消費税の改廃論議と土地税制改革にあった。

しかし、消費税や土地税制の問題が決着する中で、こうした空気は平成３年後半ごろより変わり始める。きっかけはバブル崩壊による景気の急減速であり、これに対応するために経済界などから景気対策としての所得税減税の要望が急速に高まり、再び所得税の在り方が注目されるようになった。しかし、バブル経済による税収の大幅増大により平成２年度予算で15年ぶりに赤字公債脱却を達成したばかりであり、景気の急減速で税収も大きく減少する中で、赤字公債の発行に逆戻りしかねない所得税減税は政府としては容易には受け入れられない問題であった。政府税制調査会も「平成５年度の税制改正に関する答申」な

表 2-2-1　所得税率の推移

昭和59～61年		昭和62年		昭和63年		平成元年		平成７年	
所　得	税率	所　得	税率	所　得	税率	所　得	税率	所　得	税率
0–50万円	10.5%	0–150万円	10.5%	0–300万円	10%	0–300万円	10%	0–330万円	10%
50–120万円	12%	150–200万円	12%	300–600万円	20%	300–600万円	20%	330–900万円	20%
120–200万円	14%	200–300万円	16%	600–1,000万円	30%	600–1,000万円	30%	900–1,800万円	30%
200–300万円	17%	300–500万円	20%	1,000–2,000万円	40%	1,000–2,000万円	40%	1,800–3,000万円	40%
300–400万円	21%	500–600万円	25%	2,000–5,000万円	50%	2,000万円超	50%	3,000万円超	50%
400–600万円	25%	600–800万円	30%	5,000万円超	60%				
600–800万円	30%	800–1,000万円	35%						
800–1,000万円	35%	1,000–1,200万円	40%						
1,000–1,200万円	40%	1,200–1,500万円	45%						
1,200–1,500万円	45%	1,500–3,000万円	50%						
1,500–2,000万円	50%	3,000–5,000万円	55%						
2,000–3,000万円	55%	5,000万円超	60%						
3,000–5,000万円	60%								
5,000–8,000万円	65%								
8,000万円超	70%								

（注）「税率」は、各所得区分の部分に対して適用される税率である。
（出所）財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史―昭和49～63年度』第４巻「租税」（平成15年、東洋経済新報社）438ページ、大蔵省『財政金融統計月報』「租税特集」各号により作成。

どで、景気対策としての所得税減税については極めて否定的に論じている。

その後も景気が低迷し続ける中で、この減税問題は次第に直間比率の是正という税構造の改革として議論が展開する。すなわち、先の昭和63年の抜本的税制改革では所得税の累進税率構造の緩和が不十分で、中堅所得者の税負担が急速に増大する構造は依然として残っており、それがサラリーマンの税の負担感を高めている。高齢化社会を迎え、社会保障などの必要な財源を安定的に確保するためには、勤労者世代だけでなく高齢者世代も含め社会全体でその費用を負担する必要があり、そのためには所得・消費・資産にバランスよく課税することが重要である。そうした視点から、中堅所得者を中心に所得税を減税する一方で消費税の税率を引き上げるという「直間比率の是正」の税制改革が議論されるようになった。改革の方向は、平成５年８月の非自民・非共産８党派による細川連立政権の成立や政府税制調査会による中期答申（平成５年11月）を経て、次第に決定づけられていく。ただし、景気低迷は続いたため、景気対策

表 2-2-2　人的控除の改正

区　　分	昭和59～61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成7年
人的控除					
基礎控除	33万円	33万円	33万円	35万円	38万円
配偶者控除	33万円	38万円	33万円	35万円	38万円
扶養控除	33万円	33万円	33万円	35万円	38万円
特別な人的控除					
障害者控除	25万円	25万円	25万円	27万円	27万円
特別障害者控除	33万円	33万円	33万円	35万円	35万円
老年者控除	25万円	25万円	50万円	50万円	50万円
寡婦・寡夫控除	25万円	25万円	25万円	27万円	27万円
勤労学生控除	25万円	25万円	25万円	27万円	27万円
老人扶養控除	39万円	39万円	39万円	45万円	48万円
同居老親等老人扶養控除	46万円	46万円	46万円	55万円	58万円
老人配偶者控除	39万円	44万円	39万円	45万円	48万円
同居特別障害者扶養控除	40万円	47万円	47万円	65万円	68万円
同居特別障害者配偶者控除	40万円	52万円	47万円	65万円	68万円

（注）1　「同居特別障害者配偶者・扶養控除」は昭和60年度改正で47万円に引き上げられた。
2　昭和62年の「配偶者控除」、「老人配偶者控除」、「同居特別障害者配偶者控除」は、いずれも「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」により引き上げられた。
3　昭和62年以降の「同居特別障害者配偶者・扶養控除」ではいずれも昭和57年に創設された配偶者特別控除は除かれている。
4　平成元年度から「扶養者控除」については、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者について45万円の控除が認められることとされた。

（出所）財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史―昭和49～63年度』第4巻「租税」（平成15年、東洋経済新報社）434ページ、大蔵省『財政金融統計月報』「租税特集」各号により作成。

表 2-2-3　給与所得控除率の改正

控除率	昭和59～63年	平成元～6年	平成7年以降
40%	0–165万円	0–165万円	0–180万円
30%	165–330万円	165–330万円	180–360万円
20%	330–600万円	330–600万円	360–660万円
10%	600–1,000万円	600–1,000万円	660–1,000万円
5%	1,000万円超	1,000万円超	1,000万円超
最低保障額	57万円	65万円	65万円

（注）上記表における「控除率」は、各収入区分の部分に対して適用される率である。

（出所）財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史―昭和49～63年度』第4巻「租税」（平成15年、東洋経済新報社）430ページ、大蔵省『財政金融統計月報』「租税特集」各号により作成。

としての所得税減税問題は依然重要であり、それを「直間比率是正」とどう両立させるか、という問題が残っていた。それに対しては、当面の景気にも配慮するという苦肉の策として、所得税減税を数年間先行させ、その後に消費税率を引き上げる、という増減税一体改革を２段階で実施する案が有力となっていった。

こうした改革の方向性は比較的早い段階（平成５年の秋ごろ）で既に議論されていたが、実際の税制改革は紆余曲折を経ることとなる。まず、平成５年８月に成立した細川連立政権の下では、消費税の導入当初からこれに強く反対していた社会党が政権の中で消費税率の引上げに強く抵抗し、増減税を完全に切り離してまずは所得税の減税を先行させ、消費税の扱いはその後検討する、という「増減税分離」案を強く主張した。その中で細川首相は平成６年２月３日未明に記者会見を行い、平成６年度改正で所得税・住民税減税をまず先行させ、３年後に消費税を「国民福祉税」に衣替えした上で税率を７％に引き上げるという、増減税を一体的に２段階で実施する「税制改革草案」を発表する。しかし、この改革案は唐突に発表されたこともあって国民の強い反発を受け、また「増減税分離」を強く主張していた社会党が連立離脱をほのめかしたことから一晩で撤回される。結局、平成６年度税制改正では、所得税・住民税の5.5兆円の特別減税を含む総額６兆円の減税だけが実施され、抜本的な税制改革は平成７年度改正に先送りされる。

その後、細川内閣は総辞職、後を受けた羽田内閣も社会党の連立政権離脱により２か月で退陣し、税制改革はその後に成立した自民・社会・さきがけの３党連立による村山内閣の手に委ねられる。そこでも社会党は消費税率の引上げに抵抗したが、最終的には平成６年秋の税制改革で所得税減税と消費税率の引上げによる増減税一体の税制改革案が決定する。所得税・住民税は3.5兆円の制度減税と２兆円の期限付き特別減税を組み合わせた総額5.5兆円の「２階建て減税」を平成７年より実施し、その２年後の平成９年度より消費税率を５％に引き上げる改革であった。この税制改革で、バブル崩壊以降の所得税減税問題に端を発した税制改革は一つの区切りを迎えることとなる。先に示した**表2-2-1**、**表2-2-2**、**表2-2-3**には、以上で説明した平成元年度から平成７年度改正による税率構造や所得控除の変遷も示している。

以下では、こうした所得税改正の経緯を、次の手順でやや詳細に検討する。

次の2では平成3年から平成5年にかけての所得税減税問題の経緯を検討し、続く3では細川連立政権の下での税制改革について議論する。平成5年11月には細川首相による要請を受けて、政府税制調査会が税制改革の在り方を検討した中期答申「今後の税制のあり方についての答申」を発表したが、その内容は後の所得税改正の方向を考える上で重要であり、4でそれについて説明する。5では羽田内閣の下での議論の概要と、自社さ連立村山政権における税制改革案の決定について説明する。

2　平成4年度及び平成5年度の所得税減税問題

先の「1　政策決定過程」で述べたように、昭和63年の抜本的税制改革以降、所得税改正はしばらくの間大きな論題とはならなかった。比較的大きな唯一の案件としては、平成元年6月に宇野首相が表明した「パート減税」による給与所得控除の最低保障額引上げがある。給与所得控除は先の**表2-2-3**に示したように、給与収入に応じて控除率が設定されているが、それとは別途、最低保障額が設定されており、その最低保障額を超えるまでは給与所得が発生しないことになっている。この時の改正で、最低保障額が57万円から65万円に引き上げられ、平成元年1月にさかのぼって実施された。これにより、主婦などがパートで働く場合の課税最低限が92万円（基礎控除35万円＋給与所得控除57万円）から100万円（基礎控除35万円＋給与所得控除65万円）に引き上げられたが、これ以外に所得税改正が議論の俎上に載せられることはあまりなかった。[1)] しかし、その後バブル崩壊で景気が急減速すると、景気対策としての所得税減税を求める声がマスコミや野党から大きく上がり、再び所得税の在り方が脚光を浴びるようになる。以下で述べるように、こうした動きが所得税減税に直接的につながることは結果としてなかったが、この問題は後に「直間比率の是正」という形で議論が発展し、その後の税制改革につながっていくのであり、その点で重要な出来事であった。以下ではその経緯を検討する。

景気の減速で減税要求が強まったのは平成3年の秋口であった。平成3年6月から2年間主税局長を務めた濱本英輔は次のように述べている。[2)]

> 平成2年のピーク以降、平成3年にかけまして景気の減速化も強まってきた

わけです。DIが50％を割る事態がずっと続きまして、公定歩合もたしか平成３年のうちに３回、平成４年に入って２回、少し先になりますけれども平成５年にも追加的な引き下げが行われたと記憶いたしております。そういう事態がございました。GNPも、私が着任しまして以降、例えば平成４年の中ごろには四半期ベースでマイナスになる時期もございまして、所得税減税の要求が出てきても、それ自体、おかしくない事態であったと思います。もともと平成３年の秋口くらいからそういうことをおっしゃる方がぽつぽつ出てまいりまして、平成４年に入って経済団体の責任者の方、たしか日商の石川六郎さんから所得税減税、赤字公債もやむを得ないという発言がございました。

平成４年度の予算は減税をせずに切り抜けたものの、平成４年度に入ると景気は更に低迷した。当時の景気の状況を**図2−2−1**に示したが、GDP成長率は平成２年以降急降下し、平成５年にはほぼゼロ成長に陥っている。政府は平成４年８月に10.7兆円の経済対策（減税は行っていない）を実施するが、それ以降も所得税減税の要求が日増しに強まり、平成５年度の予算審議が始まる平成５年１月以降にそれはピークを迎える。濱本は当時の状況について、次のように述べている。[3)]

平成５年の１月になり、今度は平岩〔外四〕経団連会長が「所得税減税を容認すべし。赤字公債もやむを得ない」という発言をされました。平岩さんのこうしたご発言が記事として出ましたのは、これ、１回だけだったと思いますけ

図 2−2−1　GDP成長率（前年同期比）

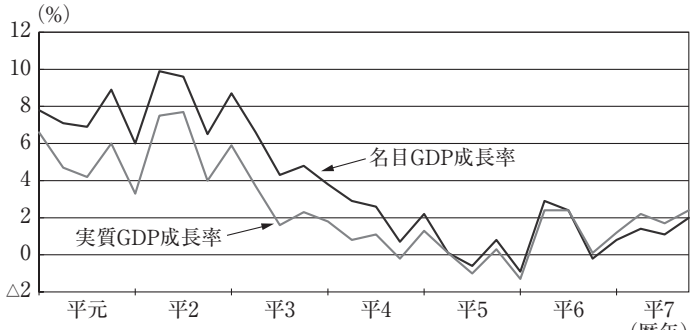

（出所）内閣府「国民経済計算」、「四半期別GDP速報」により作成。

れども、これがまた一つの勢いになりました。前の年は、例えば連合の山岸〔章〕会長などにも何回かご説明に上がりましたころは、山岸さんも慎重に熟慮中とお見受けしておりましたけれども、２月になりまして、連合からも、賃上げよりむしろ所得税減税だという新方針が出てまいりました。続いて、今度は社会党の赤松書記長が、「赤字公債で４兆円の所得税減税をやる」と言い出されたわけでございます。これに連合と公明、民社が乗るという事態になりました。朝日新聞は早く踏み切れ、毎日も日経も検討を急げという大合唱になってしまいました。非常に厳しい四面楚歌の状況でございました。

政府が容易に減税に応じることができなかった理由は、当時の財政状況である。バブルがはじけたことで税収が急速に減少し、**表2−2−4**に示したように、平成４年度、平成５年度予算では税収減額の補正後に、なお大幅な税収不足が発生する状況であった。一方で、平成２年度ではバブルによる税収増大を受けて15年ぶりに赤字公債脱却を果たしたばかりであり、その中で減税要求に応じることは赤字公債依存への逆戻りを意味した。[4] 政府税制調査会もこうした状況を考慮し、「平成５年度の税制改正に関する答申」で減税に応じることには極めて否定的な以下のような見解を出している。[5]

景気対策の手段としては、減税は公共投資などと並んで財政が採り得る一つの措置であることは言うまでもない。しかし、所得減税の景気浮揚効果を減税額と同額の公共投資の増加のそれと比較すると、後者が勝ると考えられていることに加え、現在の経済・社会の情勢をみると、ここ数年間耐久消費財への支

表 2−2−4　経済情勢と税収

（単位：兆円）

	年　度		平成４年	平成５年	平成６年	平成７年
税　収	当　初		62.5	61.3	53.7	53.7
		（補正増減収）	△4.9	△ 5.6	△2.8	△3.1
	補正後		57.6	55.7	50.8	50.7
		（実績増減収）	△3.2	△1.6	0.2	1.2
	実　績		54.4	54.1	51.0	51.9

（注）補正増減収には、年度途中における改正増減収を含む。
（出所）旧大蔵省資料。

出が極めて好調であったことの反動、いわゆる家計におけるストック調整が行われている状況等にあることを指摘できる。このため、所得減税の消費刺激効果はより小さなものとなると考えられ、景気対策としての所得減税の効果については消極的に考えざるを得ない。さらに、現下の厳しい財政事情の下では、所得減税は特例公債の発行につながることにかんがみれば、目先の景気対策としての所得減税は採り得ないとする意見が大勢であった。

減税要求の大合唱により、大蔵省は「非常に厳しい四面楚歌の状況」（濱本元主税局長）であったが、最終的にこうした要求が平成５年度での大規模減税に至ることはなかった。その理由としては、厳しい財政状況下での減税の財源をどうするか、という問題がどうしても残ったことが考えられる。当時の空気が次のような新聞記事で伝えられている。[6)]

３月３日付の日本経済新聞朝刊に掲載された本社世論調査（日経１万人電話調査）の結果を見て、大蔵官僚は一様に相好を崩した。「景気対策として所得税減税は必要か」との問いに対し「早期に実施すべきだ」という積極的な回答が23.9％にとどまったからだ。「景気対策としての効果は疑問だが、やったほうがいい」が40.7％。あとは「無理にやらなくてもよい」「必要ない」だった。主税局幹部の一人は「大きな減税は、９割くらいの人がどうしてもやれと言わないと動かないものですよ」と解説する。

赤字国債に関する回答も大蔵省を喜ばせた。「なるべく避けるべきだ」「絶対に認められない」という発行慎重派・反対派が合計で52.3％と過半数を占めた。

世の中が妙にさめている。めったなことでは動じないし、踊らない。このクールさが不況を長引かせている一因だが、自民党が所得税減税に逡巡（しゅんじゅん）する原因ともなっている。

大蔵省の頑強な抵抗を押さえ込んで赤字国債を発行し減税を実行したところで、どこまで社会が沸き立つか、見極めにくい。それどころか、やり方がまずいと「節操がない」と批判を浴びかねない。

たとえば社会、公明、民社の野党三党が共同要求している２兆8000億円の戻し税。「夏までに１世帯当たり10万円を還付する」という方式は、一部の層には歓迎されるだろうし、何割かは消費に回るだろう。しかし別の層から「所得税減税についての真剣な論議を回避した安易なバラマキ」との批判が出ることも覚悟しなくてはいけない。

もし、戻し税が単に与野党折衝を乗り切るためだけの目的となり、その規模が77、78年度の3000億円減税や81年度のラーメン減税（減税規模484億円）並みの申し訳程度のものになったら、バラマキ批判だけが前面に出てくるはずだ。少なくとも今の自民党内では、できれば戻し税は避けるべきだという空気が強い。

それでは本格減税かというと、そこまではまだ踏み込めないところが自民党の煮え切らなさである。課税最低限の引き上げや税率の引き下げを伴った本格減税を実施すれば、その財源は当座は赤字国債で賄うとしても、いずれは消費税の増税に依存するしかない。そこまでの決断がつかないのである。

すなわち、大型減税をしてもその効果がはっきりしない一方で、その財源は結局赤字公債に頼らざるを得ないという事情が最後まで響いた、ということである。また、減税の財源を消費税率の引上げで賄うことについては、当時、その改廃問題がようやく落ち着いたところであり、タブーに近い状況であった。こうして減税の踏ん切りがつかないうちに、平成５年の春以降少し景気が上向いたとの指標が出たため、大型減税に対する要望は少し弱まることとなる。濱本はこれに関して次のように述べている。[7)]

繰り返し、赤字公債の問題ですとか、所得税減税の政策効果などを中心に話してまいりました。税収の推移から見ましても、ビルトイン・スタビライザー効果といいますか、時には大幅な自然減収が生じている。自動的な減税措置は明らかに見てとれますと申しましたり、「所得税減税は一切ノーということではありません。所得税の見直しは、やるべきときはやるべき形でやらなければならないもので、そのためにも今はやれないんです」などと申し上げたこともあったかもしれません。ふざけたことを言うなということでありましたけれども、それでも、どこか聞く耳を感じさせるものがあったように思います。新聞などをごらんいただいて、大きな減税はもう避けられないのではないかといろいろ心配してくださった先輩のことなどもよく覚えております。

国会では与野党合同による不況対策協議会が設置され、そこでの協議を基に政府は平成５年４月に再度13.2兆円の経済対策を実施した。しかし、それにも大規模な減税は盛り込まれず、特定扶養控除（16歳以上23歳未満の扶養親族に対

する所得控除）の上乗せ（45万円から50万円に）による教育減税といった小規模な政策減税（他には、住宅取得促進税制や中小企業を中心とする投資促進税制の拡充。これらは「第３節　所得税その２」や「第４節　法人税」で説明する）が行われるにとどまった。

一方で、この所得税減税問題を「直間比率の是正」による税制改革につなげる発言が既に出ていたことに触れておきたい。すなわち、昭和63年の抜本的税制改革では、消費税導入の見返りに所得税の「フラット化」と「簡素化」による減税がなされたが、それによる所得税の累進緩和は不十分であり、それが中堅所得者層の所得税の負担感を高める原因となっている、との指摘が出ていた。報道によれば、当時の宮澤首相はこの所得税減税問題を、所得税の累進度を弱める形で減税し、その一方で消費税の税率を引き上げるという直間比率の是正による税制改革につなげるべきだ、との考えを平成４年の段階からもっていたとされる。[8)]

昨年11月24日の衆院予算委員会。質問に立った津島氏が首相に水を向けた。

津島氏「税制についても、今から総合的な検討を政府部内でおやりになっていただきたい」

首相「ごもっともなことだ。年金の再計算の時期も決まっておりますし、直間比率（所得税などの直接税と消費税などの間接税の比率）の問題も十分な成果が上がっているとは申しがたい」

このやりとりから浮かび上がってくるのは、税制改革に関する首相のしたたかなシナリオだ。

税制の抜本改革を受け、89年４月から消費税が導入されたことで、直間比率（国税）で直接税の占める割合は89年度の74.2％から漸減、92年度（補正後）には72.4％にまで下がった。ところが、93年度（当初予算案）は72.6％と再び上昇、サラリーマンらの重税感が高まっている。

その一方で、94年には公的年金の給付率、保険料率を含めた年金制度の大改革が見込まれている。94年４月は消費税導入から５年と一つの区切りを迎えることからも、来年は高齢化社会の到来に備えた税制改革の好機になろう。

大蔵官僚から政界入りした首相は、戦後税制を築いた1949年の「シャウプ勧告」以来、税制の現場を見てきた“生き字引”的存在。とりわけ中曽根内閣の売上税（廃案）から竹下内閣での消費税の立案には現職の蔵相として立ち合っ

ただけに、「直間比率の再是正を柱にした抜本改革を仕上げることが自らの使命と考えている」（首相周辺）ようだ。

こうした宮澤首相の意図が明確に示されたのが、平成５年６月８日の参議院予算委員会における答弁である。この答弁が以降の税制改革論議の発端になったとの見方がこれまでなされており、[9] 以下でこの内容を記しておく。[10] これを受ける形で政府税制調査会も７月に税制改革に向けた議論を開始することになる。[11]

長寿社会といいますか老齢化社会が迫ってまいりますと、国民負担の問題というのも出てまいります。ですから、そういうこととあわせまして21世紀に向けての国民の負担と給付の関係をどうするかという問題には直面せざるを得ない。…（中略）…

したがいまして、そういうことをふまえまして税体系をどうすべきかということは、昭和61、２年のときに所得税の抜本改正がもう一つ最後の姿までいかなかったこともあわせまして、いずれにしても考えなければならない問題である。恐らく政府の税制調査会等におきましてもことしの秋ごろにはこの問題についての検討を始められるのではないだろうか。もとより、非常に大きな問題になりますから、その答申あるいはその実行ということになりますれば時間がかかることはやむを得ないことと思いますけれども、問題の検討はもうそんなに長くほうっておけないというふうに考えております。

〔注〕

1）「第８節　土地税制」で議論するように、当時、地価高騰による土地問題が深刻となり、遠方から通勤するサラリーマンへの配慮として、平成元年度税制改正で通勤手当の非課税限度額が１か月当たり2.6万円から５万円に引き上げられた（『改正税法のすべて』（平成元年版）10–12ページ）。また、平成３年度に行われた固定資産税の評価替えにより、地価上昇を反映して固定資産税負担が増大したが、これに対する配慮のため、個人住民税の減税（所得控除の引上げと税率の改正）が行われた（『改正税法のすべて』（平成３年版）406–407ページ）。
2）　濱本英輔・元主税局長口述記録。
3）　同上。
4）　なお、経済対策による歳出増は建設公債の発行で資金調達が可能であった。
5）　税制調査会「平成５年度の税制改正に関する答申」（平成４年12月）３ページ。

6）『日本経済新聞』平成５年３月７日朝刊。
7）濱本英輔・元主税局長口述記録。
8）『日本経済新聞』平成５年３月６日朝刊。
9）例えば、水野勝『税制改正五十年―回顧と展望―』（平成18年、大蔵財務協会）614ページ、森信茂樹『日本の消費税―導入・改正の経緯と重要資料』（平成12年、納税協会連合会）69–70ページ。
10）「参議院予算委員会議事録」平成５年６月８日。
11）一連の新聞報道や当時の国会での発言などから、当時、宮澤首相は直間比率是正に前向きだったとされる。しかし後年、直間比率是正の税制改革について判断を迫られつつあった細川首相と秘密裡に会談を行った（平成５年12月25日）際に以下のように述べ、景気悪化時の消費税率引上げに対しかなり否定的な意見を持っていたことも伝えられている（細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）247ページ）。

「総理が今すべきことは、大蔵省、大蔵大臣を説得するか押し切るかに尽きる。大臣に辞めてもらわねばならない事態もあるかも知れない。1985年９月のプラザ合意後、急激な円高で日本経済はかつてない苦境に陥った。まずは減税を行い、その分を赤字国債でカバーするしかないと思い、自分〔宮澤首相（当時）〕は当時の吉野良彦大蔵次官の説得に２カ月を要し、吉野次官は省内の説得に２カ月を要した。結果的に、プラザ合意の翌年から91年までの６年間で51兆円の自然増収があった。つまり、減税によって経済がうまく動き出せば、全く問題はない。何兆円の所得減税をしたから、その分だけ消費税をとっておくなどというのは短絡に過ぎる。しかし、今度は２週間で〔大蔵省の説得を〕やらねばならないから大変だ。」

3　細川政権の下での税制改革の議論（平成６年度税制改正）

平成５年の春を過ぎても景気は大きく上向いたわけではなく、所得税減税は依然大きな問題として残っていた。しかし、この問題は次第に「所得税減税と消費税増税による直間比率の是正」という税構造改革に比重を移し、それは平成５年８月に成立した非自民・非共産の８党派による細川連立政権の下で、より明確になっていく。その上で景気への配慮として、所得税減税を消費税率引上げよりも数年先行させる案が有力になっていった。しかし、以下で述べるように、連立与党内での社会党の消費税増税反対論や、細川首相が突如発表した「国民福祉税」構想の挫折などで、改革は紆余曲折を経ることとなる。結局、細川内閣の下での平成６年度税制改正では、所得税・住民税の特別減税を中心とする６兆円減税だけを実施し、「直間比率の是正」に向けた抜本的な税構造改革は先送りされる。この第２節では所得税の税制改正を検討することが本来

の目的であるが、当時の議論は消費税の改正と一体的に展開されたため、以下では、消費税についても述べつつ議論を進めていく。

（1）　平成5年8月（細川内閣成立）から平成5年11月（税制調査会による中期答申提出）まで

平成5年6月に政治改革問題に絡んで提出された宮澤内閣に対する不信任決議案が自民党分裂で可決、解散総選挙を経て、8月9日に非自民・非共産の8党派（社会党・新生党・公明党・日本新党・民社党・新党さきがけ・社会民主連合・民主改革連合）による細川連立政権が樹立された。当初、細川首相が減税財源を赤字公債で賄うことに極めて慎重な見方を示したこともあり、所得税減税問題はこの政権の下で「直間比率是正」という税構造の改革へと動いていく。

もっとも、連立政権の中には消費税に強く反対する社会党がいたため、発足当初からそうした「直間比率是正」が明確にされたわけではなかった。7月29日に発表された「連立政権樹立に関する合意事項」では「公正な国民合意の税制改革」の項目の中で「所得、資産、消費のバランスのとれた総合的税制改革を行う。所得減税については、規模、内容、財源、実施時期について引き続き協議を続ける」との記述があるが、直間比率の問題には直接触れていない。ただし、細川首相は8月23日の国会での所信表明演説で以下のように述べ、税制改革への前向きな姿勢を示している。[1)]

> 平成元年度に抜本的な税制改正を行って以来、約5年が経過しておりますが、その間、バブルの発生とその崩壊、高齢化の一層の加速などの事態が生じております。私は、このような経済社会情勢の変化に現行の税制が、即応したものになっているのかどうかを点検し、公正で活力ある高齢化社会を実現するため、年金など国民負担全体を視野に入れ、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系の構築について、国民の皆様方の御意見にも十分耳を傾けながら総合的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、その後の国会審議で細川首相は、所得税減税について「減税財源を赤字国債の発行に求めるのかどうかということと思われますが、この点につきましては…（中略）…慎重の上にも慎重に判断してまいらなければならない」と

述べた上で、「当面の景気対策ということではなく、所得・消費・資産等の均衡のとれた税体系の構築についての総合的な検討の中で取り組むべき課題ではないか」との答弁を行い、税制改革に再度前向きな姿勢を示している。[2)]

そうした中で、細川首相が９月３日に政府税制調査会で行った挨拶で、初めて「直間比率の是正」という言葉が登場する。そこでは、上記で述べた自らの所信表明演説や国会答弁を引用したあと、以下のように述べている。[3)]

> 当税制調査会におかれては、既にこのような方向で審議を進めていただいているものと承知しておりますが、税制調査会に対する国民の期待は大変大きいものがありますので、所得税減税を含めて直間比率の是正など税制の抜本的改革について十分な審議をいただき、適切な指針を賜わることを改めてお願い申し上げる次第でございます。

この挨拶は実質的に内閣総理大臣による政府税制調査会への諮問となり、これ以降、政府税調における税制改革の検討が本格化する。

更に、社会党や新生党を中心とする連立与党は９月16日に「緊急経済対策」を発表したが、そこでは所得税減税について以下のように述べ、「直間比率の是正」に触れている。[4)] 当時主税局長を務めた小川是によると、消費税に反対する社会党も含めた連立与党の合意文書で「間」の字が入ったのは、このときが初めてとされる。[5)]

> 税制面の対策であるが、まず、主として社会的公平ならびに経済の活性化を達成するという視点に立ち、我が国の中長期的な経済社会構造の変革を推進するため、政府税制調査会で進められている所得税の減税を含めた直間比率の是正など、税制の全般的見直しの結論を得て、本格的改革に向け議論をし早急に結論を出す。

このように「直間比率の是正」に向けて議論が進み出す一方で、景気状態も依然深刻であり、その対応をどうすべきか、という問題があった。先に述べたように、細川首相は減税のための赤字国債の発行については当初（８月下旬）「慎重の上にも慎重」と述べていた。しかし、根強い所得税減税待望論を受けて、

9月に入ると方針を修正し、所得税減税を先行して行い、その財源をつなぎの赤字公債で補った上で、その後に消費税を増税するという案を視野に入れ始めたという。[6] ただし、9月22日の国会答弁では「(将来の) 増税の内容、時期が同一の法律で具体的にセットされるのが最低条件」とし、「(実施時期はずらすとしても) 増減税の一体処理」が前提であることを強調している。[7] また、政府税制調査会の加藤寛会長も、財源をきちんと担保することを条件に所得税の先行減税を行うことを容認する、とのコメントを出している。[8]

このように、「所得税減税と消費税増税で直間比率を是正し、その上で景気への配慮から所得税減税を先行させる」という後の平成6年秋の税制改革の方向性は、比較的早い平成5年の秋段階で、既に議論され始めていた。しかし、そこから先はなかなか議論が進まなかった。その原因は、連立与党の中に消費税に基本的に反対である社会党が含まれており、所得税減税と消費税増税は切り離してまず減税を行うべきだ、と強く主張したからである。一方、大蔵省は、厳しい財政状況から所得税減税と消費税増税の一体処理を強く求めており、そうした二つの両極的な意見が、「まず所得税減税、続いて消費税率引上げ」という中間的な「減税先行論」を挟んで衝突した。当時の状況は次のように報道されている。[9]

> 今度の税制改革論議は当初から、直間比率の是正を軸とした構造対策と景気対策とが混在していた。構造対策のような中長期的課題と景気問題のような当面の対策が一緒になると、議論はえてして原則論と現実論のぶつかり合いとなる。税制の構造対策あるいは原則論の側に立つ一番極端な意見として所得税減税と消費税増税の同時実施があり、景気対策派の極端な意見として「所得税減税のみ実施・消費税増税反対」がある。税制改革論議の今後の焦点は両極の中間をどうとるかである。
>
> 「所得税減税の先行実施」が妥協点を探るうえで議論の軸になっていくのは確実だろう。政府税制調査会は先行実施論への深入りを避けているが、所得税減税と消費税増税との間にどのような時差を置くかをめぐる議論は今度の税制改革の全体像を決めるポイントとなる。
>
> 政府税調の加藤会長や大蔵省幹部の口からは「増減税の同時実施に必ずしもこだわらない」との柔軟な発言が聞かれるようになっているが、この発言は所得税減税を来年の早い時期に実施した場合、簡易課税制度など中小企業への特

例見直しを含む消費税増税の同時実施は時間的に間に合わないという実務面への配慮からで、特に大蔵省は建前にせよ、「同年度内の増減税実施」を捨てていない。

これに対し、連立与党内には減税の先行実施を景気対策の観点からとらえる空気が強く、消費税に理解を示す新生党内にすら「消費税増税は２、３年先」という意見がある。社会党などは消費税増税そのものに反対である。

ほかにも、仮に中間的な「減税先行論」を前提としたとしても、では消費税率は何％にすべきか、という大きな問題が存在した。『日本経済新聞』は５兆円程度ともいわれた所得税減税の財源を単純に補うなら５％であるが、先行減税のために必要なつなぎ国債の財源まで消費税でカバーすることを考えると６％が必要、といった試算を紹介している。[10] また、所得税減税についても、その税率構造や控除を具体的にどのように見直すのか、といった議論はほとんど進んでいなかった。それに関する報道をもう一つ紹介する。[11]

所得税減税の基本的な合意はできても、減税の方式をめぐってはひと荒れありそうだ。新生党、日本新党、新党さきがけなどは税率引き下げを重視するだろうが社会党は課税最低限の引き上げに固執しそうだ。社会党は最高税率を70％から50％に下げた88年〔昭和63年〕12月の所得税減税を「金持ち優遇」と徹底的に批判した。

このように、当時選挙制度改革に関する政治改革関連法案で連立与党間に対立が起きていたことも影響して、「減税先行」が軸であったとはいえ、議論は紛糾を始めていた。

当の細川首相も、先に述べた公の発言とは異なり、必ずしも「増減税一体」を固めていたわけではなかったようである。当時（平成５年11月11日）の細川首相自身の日記に次のような記述がある。[12]

齋藤大蔵次官、小川是主税局長ら来邸。19日の税調中期答申につき、「増減税ワンセット、15カ月タイムラグ」論を展開す。それが景気刺激にも良策なりと。私からは、今、〔政府税調の〕中期答申の段階でいきなり消費税や実施時期の話を持ち出せば、政治的にもたず、政権崩壊に至るべし、大蔵省のみ残りて政権

が潰れかねぬような決断は不可と強く叱正す。大蔵も相当こたえたる様子なり。そもそも税収は経済の運営いかんで変化するもので、ワンセット論ばかりに固執する専門家の頭は全くいかがなものかと首をかしげざるを得ず。

細川首相の側近であった田中秀征首相特別補佐も、「表にはあまり表れなかったと思うのですが、細川さんは当時、間接税の税率アップに最大限の抵抗をしていました」との証言を残している。[13] 当時は政治改革やコメの市場開放問題が急務の問題となっており、その中で細川首相自身、税制改革に関する考えをこの時点ではまだ明確な形で示していない。

こうした中で11月19日に、政府税制調査会は税制改革の方向性を示す中期答申「今後の税制のあり方についての答申」を発表する。そこでは「公正で活力ある高齢化社会」をキーワードとして、所得税の累進的な税率構造を緩和して中堅の勤労所得者の負担を軽減する一方、消費課税を引き上げて勤労世代だけでなく高齢世代にも一定の負担を求める、といった改革が主張される。また、この答申は所得税・消費税を含めた一体的な税制改革の重要性を論じており、所得税減税だけを切り離して実施することに強く反対している。こうした答申の主張は、この後の細川首相の判断にも大きな影響を与えたとされ、[14] 更にその後の改革を先取りする重要な内容を含んでいた。その具体的な内容は項を分けて改めて説明する。

しかしその一方で、この中期答申には具体的な減税の規模や実施時期が記されず、特に当時大きな問題となっていた「先行減税」の問題をどう考えるかについては全く触れていなかった。税制改革の方向性を指し示した一方で、そうした具体的な問題に触れることができなかった点を考慮して、税制調査会会長の加藤寛は中期答申の評価を「優は付けられないが、及第点だね」と評している。[15]

（2） 平成5年11月（税制調査会による中期答申提出）から平成6年2月（「税制改革草案（国民福祉税構想）」発表）まで

政府税調による中期答申提出以降も、議論は進展を見せなかった。アメリカからの内需拡大要求に対し、細川首相は平成5年11月20日の日米首脳会談で早期に減税を行うことを表明、また12月16日に細川首相の私的諮問機関である

「経済改革研究会」（座長は平岩外四経団連会長）が先行減税を求める報告書を提出するなどの動きはあったが、改革案が具体的に煮詰まっていくことはなかった。当時、より緊迫した問題となったのが選挙制度改革を盛り込んだ政治改革関連法案である。当初、この法案を12月中旬まで開会予定であった臨時国会で処理し、その後税制改革の扱いも含めて平成６年度の予算政府案を年末までにまとめる予定であった。ところが、政治改革関連法案の処理が年明けまで大きくずれこみ、その結果平成６年度予算も越年編成となり、税制改革の議論も年明けに持ち越された。ただし、再び景気が大きく悪化を始めており、暫定予算となる可能性を大きく高める予算の越年編成については、連立政権内の社会党から公然と異議が上がった。予算の越年編成を社会党が強く反対した理由として、景気の問題に加え、来年度での消費税増税を検討する時間が確保されることを恐れた、という事情があったことが新聞で報じられている。[16] これらの問題を通じて、連立政権内の対立も更に激しくなっていった。

細川首相は平成６年の１月１日に「21世紀ビジョン―質の高い実のある社会を目指して―」を発表した。そこでは将来の社会保障費の充実の必要性などを触れた上で、税制について次のように述べている。[17]

> こうした観点から今の税体系をみると、個人所得課税のウェイトが大きいために、負担の多くの部分を働き盛りの世代が担っています。このままでは、高齢化社会を支えるこの世代にあまりに大きな負担を求めることになってしまうわけで、今後とも、働き盛りの世代のやる気や社会全体の活力が十分発揮されるためには、このような国民の負担の在り方を見直し、所得と資産と消費のバランスのとれた税制にしていくことがどうしても必要であります。
>
> そこで、私は、税制調査会からお示しいただいた公正で活力ある高齢化社会の実現を目指した税制改革の基本指針に沿って、国民合意の税制改革を一体として推進することが最善の選択ではないかと考え、国民各位のご理解を是非ともお願いしてまいりたいと思います。

また、この「21世紀ビジョン」を発表した席で所得税減税について問われた細川首相は、次のように答えている。[18]

減税問題について、国民の皆様方の強い御期待があることは十二分に承知をしておりますが、しかし、一方で、先ほど来繰り返し申し上げますように、財源の問題に目をつぶって、後々の世代に、我々の子供や孫たちにつけを回してしまって果たしていいのかどうか。そのことについては、やはりよくよくこれは考えてやっていかなきゃならないんじゃないかというのが私の一貫した考えでありまして…（中略）…

先に述べたように、細川首相は消費税増税に批判的な時期もあったようだが、このころから増税もやむなしとの認識を少しずつ固めていったように思われる。細川首相自身は年金や医療への目的税として消費税を活用することを検討していたようであり、そうした案をまとめるよう大蔵省に指示を出したという。[19] 細川首相の考えについて自身の日記に次のような記述がある。少し長いが、引用する。[20]

消費税がその性格上一般財源に適する税であるとしても、厚生保険特別会計の如き国民全体に関連した事業の財源としてこれを充当することには特に問題あるとは思えず。そもそも保険料収入という財源面に着目して勘定が分けられているだけで、年金や医療に対する国の支出の性格は社会保障支出の中核をなすものである故、一般会計で扱われても何の不思議もこれなく、当然のこととすら言いうるものなり。そのような支出の財源に消費税が回されたとしてもなんら不適切というにあらず。問題はむしろ、便宜のためにおかれおる特別会計を不可侵のものの如く硬直的に考えてしまうことなり。若い国なりし日本と高齢化せる日本では事情がまったく異なることを知るべし。かつて優れた考えでありしものが、実情から乖離してくることはままあることなり。いかなる負担のあり方が国民にとりて最も望ましきかを考えることが第一にて、現在勘定が分けられおるなどということは単なる便宜の問題にすぎぬ。保険料を財源とするため勘定を分けるということはあり得ても、勘定が分かれているが故に財源は保険料でなくてはならぬということは逆立ちの論議にほかならず。かく考えきたる時に、国民全てのための制度である基礎年金部分につきては、消費税を財源として（あるいは財源の一部として）利用することは一つの考えであり、年金保険料の引き上げの代わりに消費税率を引き上ぐることは、国民の納得を得やすきものと思料するところなり。健康保険につきても、国民健康保険料（税）の徴収状況の実態を見れば、消費税に財源を一部切り替えることが望まし

いとの意見もありうべし。要するに国民負担の合理化のためには、国税、地方税、保険料を合わせた負担がいかようになるかを絶えずチェックする必要があるということなり。国税、地方税、それに国営保険がそれぞれの論理でばらばらに動くならば国民負担の合理化は図り得べくもなし。国民の財布が一つであることを忘れては、高齢化社会のあるべき負担のあり方にせまることは望むべくもなきことなり。

一方、税制問題は平成５年12月に設置された連立各党代表者による「経済問題協議会」で検討を深めることになっていた。しかし、消費税を巡る社会党と大蔵省の意見の相違が大きく、依然として議論は進まなかった。選挙制度改革を含む政治改革関連法案の扱いが極めて紛糾し、税制にまで検討が及ばなかった、という事情が大きかったようである。しかし、平成６年２月上旬に次の日米首脳会談がセットされており、アメリカの内需拡大要求（減税要求）に応えるために、それまでに所得税減税を含む税制改革の在り方を固める必要があった。タイムリミットが迫る中で政治改革関連法案が１月29日に紛糾の末ようやく成立、次は来年度予算、すなわち税制改革をどうするのか、という問題を決着させる必要に迫られた。しかし、議論に残された日は数日しかなかった。当時の状況について、主税局長であった小川是は次のように述べている。[21)]

〔平成６年１月〕29日に11者代表者会議が集まって、そこからは「今までやってきたから、与党の代表者で協議をしてくれ。２日の未明までに結論をまとめてほしい」ということで、〔２月〕２日という日が29日に出ました。したがって30、31、１日と、実質３日間で２日にまとめるということです。このときに何もない。だから逆に言いますと、年末の６兆というようなものが皆さんの頭の中にあり、消費税率もそれに合わせてあるということだったと思います。

ここで「６兆」とは、景気悪化が更に進む中で従来から言われていた「５兆円減税」では不十分で、減税を６兆円程度まで膨らますことが必要との意見が年末には支配的になっており、それについて述べたものである。

こうして、平成６年度の税制改正の考え方を早急にまとめることとなったが、消費税増税を平成６年度税制改正から切り離し、まずは所得税減税だけを実施すべき、とする社会党と、所得税減税と消費税増税を一体的に実施することを

求めた大蔵省の対立は依然解けなかった。また、細川首相が指示を出したとされる「社会保障目的税」での取りまとめも進んでいなかった。この３日間で様々な駆け引きが展開されたが、結局、（社会党などを除く）連立政権の中枢が大蔵省の主張に同意する形でまとまり、それが２月３日未明の細川首相による「国民福祉税」構想を含んだ「税制改革草案」の発表につながることとなる。

（３）　平成６年２月（「税制改革草案」発表）から平成６年３月（平成6年度税制改正案決定）まで

平成６年２月３日の未明に細川首相は記者会見を行い、「税制改革草案」を発表した。所得税の３年間の先行減税に加え、消費税を「国民福祉税」に改めた上で税率を７％に引き上げることを中心とする税制改革案であったが、これが国民の反発や社会党による連立離脱の動きを引き起こし、一晩で撤回に追い込まれる。結局、平成６年度の税制改正では所得税・住民税の5.5兆円を含む総額６兆円の減税だけを実施、本格的な改革の検討は次年度に持ち越される。以下で、この過程について検討する。

まず、細川首相が発表した「税制改革草案」の概要は次のとおりである。

①　国民福祉税（仮称）の創設

（ⅰ）　高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するため、国民福祉税（仮称）を創設する。

「国民福祉税については、高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するための経費に充てることを目的とする。」旨法定し、下記の所得減税等と一体の税制改革として実施する。

・税率：７％

・実施日：平成９年４月１日

②　消費税はこれを廃止する。

③　所得減税等

（ⅰ）　所得・住民税について、次の減税を行う。

・減税総額：5.3兆円

・実施日：平成６年１月１日

（ⅱ）　また、法人特別税　（実施日：平成６年４月１日）0.3兆円

自動車消費税　（　〃　）0.1兆円

相続税　　（実施日：平成６年１月１日）0.3兆円

を合わせ、減税する。

減税総額　　６兆円

すなわち、所得税・住民税の5.3兆円を中心とする総額６兆円の減税を行い、その３年後に消費税を国民福祉税に変えた上で税率を７％に引き上げる、という内容である。この改革が財政に与えるイメージを**表2-2-5**に示したが、そのポイントは次の２点である。第一に、景気対策として先行的に減税（６兆円）を行う一方、３年後の国民福祉税実施による増税も明記して、増減税一体処理を明確に打ち出した点である。先行減税とともに一体処理も保証することで、景気とともに財政状況にも配慮する案となっている。第二に国民福祉税の税率を７％として、実質的に増税とすることである。[22] この点は表中の歳出措置に

表 2-2-5　税制改革の草案のイメージ（平年度）

項　　目	金　　額
1　減税	
(1)　所得税減税	△5.3兆円
(2)　住民税減税	
(3)　相続税減税	△0.3兆円
(4)　法人特別税	△0.3兆円
(5)　自動車消費税	△0.1兆円
（減　税　合　計）	（△6.0兆円）
2　歳出措置	
(1)　社会保障制度等の歳出増　(注)1 （ゴールドプランの見直し等）	△0.8兆円
(2)　政府部門の国民福祉税負担増　(注)2	△1.3兆円
3　償還財源	△1.4兆円
計	△9.5兆円
国民福祉税の創設　〔７％〕 （平成９年４月１日～）	＋16.6兆円
消費税の廃止　〔３％〕	△7.1兆円
計	＋9.5兆円

（注）1　ゴールドプランの見直し等のほか、生活扶助基準の引上げ、年金等の物価スライド等。
　　2　財貨・サービス等の購入主体としての国、地方公共団体の負担増加額。
（出所）石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）605ページ。

0.8兆円の社会保障等の歳出増が盛り込まれた点に示されている。ほかにも、３年間の先行減税で発行するつなぎ国債を償還する財源として1.4兆円を盛り込み、償還を13年間で完了させた以降は、この1.4兆円が増税となる計画となっている。[23] すなわち、増減税の一体処理と実質増税の２点が取り入れられた点で、大蔵省の主張をかなり取り入れた案となった。一方、所得税・住民税減税の規模は5.3兆円となったものの、具体的にそれをどのように（税率引下げか、控除拡大かなど）行うかは一切触れられなかった。[24]

こうして発表された「改革草案」であったが、国民から強い批判を浴び、また連立政権内でメンツをつぶされた格好の社会党が連立離脱の構えを見せたため、一晩で撤回される。この案に対しては様々な批判がなされたが、石弘光はその批判を手続きに関するものと改革の内容に関するものに分けて議論している。[25] まず、手続きについては、改革が大蔵省の主張を基にしつつ、一部の政権・与党幹部による密室的な協議で決定された点が挙げられる。[26] こうした決定過程に対しては、従来から連立与党内で孤立感を深めていた社会党だけでなく、日本新党や民社党、新党さきがけなどからも公然と批判が起きたことが報道で伝えられている。

一方、改革の内容に関する批判としてはまず、実質増税となったことへの不満が挙げられる。経済の低迷が深刻な状況での増税の決断に対しては厳しい指摘がなされたが、それ以外にも「社会保障等の歳出増」0.8兆円が（平成６年３月までに福祉ビジョンを作成する、との文言が「改革草案」にはあったが）具体的な積算を踏まえたものでなかった点に批判が浴びせられた。税率７％の根拠について記者会見で聞かれた細川首相は、年金改正など高齢化社会の財政需要に応えるために、「腰だめ」の数字としてこの程度は必要、との答弁を行ったが、この「腰だめ」発言が反発を更に強める結果となった。また、もう一つの問題は、消費税を「国民福祉税」に変更するとした点である。実質的に税の内容を変えることなく単に名称を変更する点（「税制改革草案」では益税の排除といった改革も盛り込まれていたが、不十分であった。）については、「まやかし」ではないか、との批判が出た。

最後に、細川首相自身が「失敗の原因」について当時を振り返って次のように述べており、それについて記しておく。[27]

つまるところ政治改革が94年〔平成６年〕１月末まで長引いてしまったからということでしょうね。２月10日の訪米までに予算の骨格を決める必要があり、差し迫った状況でした。根回しを党の方に任せたままで進んでいったことも、後になってみれば問題だったと思います。税制改革は２か月前くらいから与党の経済協議会でやってもらっていたが、政治改革と並行してだからほとんど機能していなかった。与党に任せていたのに、最後の段階になって首相一任。８党派の連立は当時何でもかんでも首相一任になることが多く、私の判断で大蔵案の減税先行２年を３年に修正したり微修正もしましたが、所詮それは小手先の話でしかなかった。

政と官が協調できなかったどころの話じゃない。官の方はこの際、政治改革もうまくいったし、支持率の高さに乗じて、消費税を名前だけ国民福祉税にして、一気に突き進んで行ってしまおうということだったんでしょうね。どう考えても無理があったと思います。

結局、改革案は即座に撤回され、平成６年度の税制改正の行方は連立与党代表者会議の手に委ねられた。その結果、２月８日に連立与党は平成６年度の税制改正について次のような合意書を発表する。

減税と税制改革に関する連立与党代表者会議合意書

連立与党代表者会議において次の合意に達した。

一．平成６年度予算編成に当たって、総額６兆円規模の減税を先行させ、第129回国会には減税法案のみ提出する。

一．連立与党内に、税制改革に関する協議機関を設置する。

その協議機関において、福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税とその財源について、新税創設も含めて協議し、連立与党の合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。その際、経済情勢、財政事情を勘案しつつ、行政改革や不公正税制の是正、所得・資産・消費の３分野のバランスのとれた税制改革、消費課税の欠陥是正等も協議するものとする。

すなわち、平成６年度は景気対策の観点から、先に細川首相が発表した「税制改革草案」のうち6.2兆円（所得税・住民税は5.5兆円）の減税だけを先行して実施し、その上で協議機関を設立して年内（すなわち、平成６年12月中）に税制

表 2-2-6　平成6年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（再掲）

（単位：億円）

改正事項	初年度	平年度
1　平成6年分所得税の特別減税	△38,430	△38,430
2　相続税の負担軽減		
(1)　税率構造の緩和	△920	△1,720
(2)　課税最低限の引上げ	△140	△270
(3)　配偶者の負担軽減措置の拡充	△410	△760
(4)　小規模宅地等に係る課税の特例の拡充等	△250	△470
計	△1,720	△3,220
3　法人特別税の廃止	△3,060	△3,150
4　普通乗用車に係る消費税の税率の特例の廃止	△700	△930
小　計（1+2+3+4）	△43,910	△45,730
5　土地・住宅税制の改正		
(1)　住宅税制の拡充	△70	△70
(2)　地価税の特例の拡充	△80	△80
計	△150	△150
6　租税特別措置の改正		
(1)　高度省力化・中小企業機械投資促進税制の適用期限の延長	△210	△270
(2)　租税特別措置の整理合理化等	250	320
計	40	50
7　課税の適正・公平の確保	290	830
8　酒税の税率調整等	1,260	1,340
合計	△42,470	△43,660

（備考）1　普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例の廃止による減収額には、消費譲与税に係るもの（初年度－140億円、平年度－190億円）を含む。
2　上表のほか、土地の固定資産税評価の適正化等に伴う登録免許税の負担調整として、不動産登記に係る課税標準の特例を創設することによる減収額は4640億円と見込まれる。

（出所）『改正税法のすべて』（平成6年版）27ページ。

改正の成案を得る、というものである。

その後、まずは平成6年度に実施される先行減税の具体的な方法が検討され、平成6年度税制改正として実行された。減税額6.2兆円のうち、国税分4.4兆円（平年度）の税目ごとの内訳を**表2-2-6**に示している。[28)]

ここでは、その平成6年度の所得税・住民税減税の具体的な方法を述べる。その減税総額はおよそ5.5兆円（うち、所得税が3.84兆円）であるが、所得税、住民税ともに20％の定率減税方式がとられた。減税額の上限が設けられたが、住民税の上限は20万円の一方で、所得税の上限は200万円という極めて大きい額

表 2–2–7　給与収入階級別の所得税・個人住民税の負担軽減状況（夫婦子２人の給与所得者の場合）

給与収入	所得税				所得税・個人住民税の合計			
	現行税額		減税額		現行税額		減税額	
		負担率		軽減率		負担率		軽減率
円	円	%	円	%	円	%	円	%
4,000,000	52,500	1.3	10,500	20.0	92,250	2.3	18,450	20.0
5,000,000	125,500	2.5	25,100	20.0	201,750	4.0	40,350	20.0
6,000,000	203,500	3.4	40,700	20.0	354,000	5.9	70,800	20.0
7,000,000	291,500	4.2	58,300	20.0	530,000	7.6	106,000	20.0
8,000,000	459,000	5.7	91,800	20.0	785,500	9.8	157,100	20.0
9,000,000	635,000	7.1	127,000	20.0	1,049,500	11.7	209,900	20.0
10,000,000	811,000	8.1	162,200	20.0	1,329,750	13.3	265,950	20.0
12,000,000	1,336,500	11.1	267,300	20.0	2,140,250	17.8	428,050	20.0
15,000,000	2,362,000	15.7	472,400	20.0	3,639,750	24.3	672,400	18.5
20,000,000	4,262,000	21.3	852,400	20.0	6,252,250	31.3	1,052,400	16.8
30,000,000	8,552,500	28.5	1,710,500	20.0	11,967,750	39.9	1,910,500	16.0
50,000,000	18,052,500	36.1	2,000,000	11.1	24,317,750	48.6	2,200,000	9.0

（注）所得税の減税額が200万円となる課税所得は2780万円、標準世帯の給与収入金額は3305万円である。
個人住民税の減税額が20万円となる課税所得は904万円、標準世帯の給与収入金額は1305万円である。
（出所）『改正税法のすべて』（平成６年版）32ページにより作成。

となっている。減税の具体的方法は、サラリーマンの場合、毎月の源泉徴収を通常どおり行った上で、６月と12月に前取りした税額を還付する方法がとられることになった。過去の減税では、いったん、税を徴収しておいて翌年に定額で税を戻す、という「戻し税方式」がとられたが、今回はその効果を年度中に出すために、年度内にまとまった税額を還付する方法がとられた。[29] この所得税・住民税減税による所得階層別の減税効果を**表2–2–7**に示している。

なお、この平成６年度税制改正案については、法案が成立する３月29日に与野党協議の結果、今回先送りされた抜本税制改革の扱いに関する附則が加えられた。

> 第５条　平成７年分以降の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。

2　国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。

先に示した連立与党代表者会議合意書でも「年内の改革実施」が示されたが、この附則が法案に入ったことで、平成6年度中の税制改革実施がほぼ決定づけられた、といわれる。[30] 後述のように、この後税制改革は自社さの連立政権に引き継がれ、平坦でない道のりをたどるものの、何とか平成6年度中での決着を迎えることとなる。

最後に、この平成6年度税制改正に対する政府税制調査会の評価について触れる。政府税調は連立与党の合意がなされた翌日の2月9日に「平成6年度の税制改正に関する答申」を出しているが、そこで、一連の改革の経緯に対し次のように述べている。[31]

この中期答申を踏まえ、当調査会としては、平成6年度の税制改正において、税制の総合的見直しの具体化を目指して審議を進めてきたが、政府・与党間の協議の結果、最終的にはその実現が先送りされることとなったのは誠に遺憾である。

すなわち、税制調査会としては「直間比率見直し」を先の中期答申でにじませただけに、そうした改革が頓挫したことについて、「遺憾」と表した上で、速やかに税制改革の検討に入ることを求めている。また、先行減税については景気対策上容認しつつ、その負担を後世代に回すことについては厳に避けるべき、との指摘を行っている。[32]

本年中の国会において税制改革を実現するとの政府・与党の方針が明らかにされているといった事情を踏まえると、当面の経済の低迷を打開するため、いわば緊急避難的な措置として、異例のことではあるが、1年間に限った所得減税を実施することもやむを得ないものと考える。

ただ、このことが財政事情の更なる悪化を招き、後世代に大きな負担を残すようなことは厳に避けるべきであり、税制改革を推進する中で、この時限的な所得減税によって生ずる財政負担についても適切な対応がなされるべきであろう。

しかし、細川首相の「税制改革草案」は所得税の先行減税と消費税率引上げを一体的に扱った点で、後の改革を先取りするものであった。その点でその「投じた一石はすべて無に帰したわけではない」との評価もなされている。[33] また、この後、自社さの連立政権で大蔵大臣として税制改革を担当することになる武村正義は、当時は官房長官でありながら「国民福祉税」構想に強く反発したと伝えられるが、後に消費税率引上げが決まった際、「今度引き上げが出来たのも、結局は、国民福祉税のせいですね」とのコメントを残したとされる。[34]

〔注〕

1）税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成５年11月）１ページ。
2）税制調査会「税制調査会関係資料集（平成６年度改正）」16ページ。
3）税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成５年11月）１ページ。
4）「連立与党緊急経済対策」（平成５年９月16日）。
5）小川是・元主税局長口述記録。
6）『日本経済新聞』平成５年９月15日朝刊。
7）『日本経済新聞』平成５年９月23日朝刊。
8）『日本経済新聞』平成５年９月18日朝刊。
9）『日本経済新聞』平成５年11月６日朝刊。
10）同上。
11）『日本経済新聞』平成５年９月５日朝刊。
12）細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）168-169ページ。
13）同上 247-248ページ。
14）石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）、603ページ。
15）『日本経済新聞』平成５年11月20日朝刊。
16）『日本経済新聞』平成５年12月18日朝刊。
17）税制調査会「税制調査会関係資料集（税制改革・平成７年度改正）」31ページ。
18）細川総理大臣による年頭記者会見（平成６年１月１日） http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/PI/19940101.O1J.html に記事あり。
19）細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）409ページ。
20）同上 280-281ページ。
21）小川是・元主税局長口述記録。

22）税率については以下のような興味深い証言が記されている（細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）410ページ）。
　国民福祉税の税率は７％と発表したが、実は93年〔平成５年〕10月に細川が税制改正で必要となる消費税率について下問した際、齋藤大蔵次官の答えは「５％か６％」だった。７％は将来の負担増を見込んでの数字であり、細川が「腰だめ」と述べて批判されたのは、こうしたやりとりが念頭にあったためだった。石原信雄元官房副長官によれば、「連立与党としてこれから社会福祉をやらなければいけない」という新生党の小沢一郎代表幹事の意向を受け、１％が上乗せされたのだという。
23）もっとも13年という期間は長すぎる、との指摘もある（石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）607ページ）。
24）平成６年２月３日の『日本経済新聞』朝刊は、基礎・配偶者控除の５万円引上げと所得税・住民税の税率構造見直し（５段階の刻みは維持した上で、ブラケットの幅を広げる）を組み合わせる案が有力、と報道している。
25）石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）606ページ。
26）「国民福祉税」構想を含む「税制改革草案」がどのようにして政府の最終案となったのかについて、定かに知ることはできないが、平成６年２月３日・４日の新聞各紙は、調整が大詰めを迎えた２月２日夕方の最終案決定において、一部の連立政権・与党幹部が重要な役割を演じたことを報じている。例えば、２月４日付の『朝日新聞』朝刊は「脚本・大蔵省、演出・小沢、市川両氏〔小沢一郎・新生党代表幹事と市川雄一公明党書記長〕、主演・細川首相」という連合幹部のコメントを示している。これ以外にも、当日の状況に関する各党代表者らの様々な興味深い証言が、細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）に記されている。
27）細川護熙『内訟録　細川護熙総理大臣日記』（平成22年、日本経済新聞出版社）514–515ページ。
28）『改正税法のすべて』（平成６年版）27ページ。
29）同上 32ページ。
30）小川是・元主税局長口述記録。
31）税制調査会「平成６年度の税制改正に関する答申」（平成６年２月）１ページ。
32）同上 ２ページ。
33）石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）611ページ。
34）齋藤次郎・元事務次官口述記録。

４　政府税制調査会による中期答申の概要

先に述べたように、政府税制調査会は細川内閣総理大臣による要請を踏まえ、平成５年11月に税制改革の在り方を検討するための中期答申「今後の税制のあり方についての答申」を発表した。この答申では高齢化の進展に対処する必要性から直間比率の是正が必要なことを指摘し、その上で所得税の累進構造の問

題点と改革の方向性を議論している。また、所得税減税だけを切り離すのではなく、消費税増税との一体的な改革を主張している。先に述べたように、この中期答申は先行減税の扱いや改革の規模・時期といった具体的な問題に触れなかった点で批判を浴びたが、一方で、その内容は後の税制改革を先取りするものであり、この後の議論にも大きな影響を与えた。当時の主税局長であった小川是は「翌年度になりましても〔改革が翌年に持ち越されても〕、国民福祉税で壊れてもこれ〔中期答申〕が間違いなく税制改革のそのものと申し上げてもよろしいと思います」との評価を下している。[1] 以下では、この中期答申の所得税改正に関係する部分について、その「要約」を活用して検討を行う。

（１）「直間比率の是正」がなぜ必要か

「中期答申」は「「公正で活力ある高齢化社会」を目指して」という副題をつけている。「答申」は**表2-2-8**を示して人口高齢化が着々と進む見通しであることを強調し、「本格的な高齢化社会に対応しうるような税体系のあり方を見直すことが緊要な課題となっている」と述べている。[2] その上で、モデル世帯のライフサイクルにおける税負担率変化（試算）を示した**図2-2-2**を掲げ、次の３点の理由から所得課税比率を下げ消費課税比率を引き上げる「直間比率の是正」の改革が必要、と結論づけている。

第一に、**図2-2-2**から分かるように、我が国の税制において消費課税に対する個人所得課税のウェイトが高く、それが高齢化で次の２点の問題を引き起こすとしている。一つは、所得課税のウェイトが高いことで必然的に勤労世代の負担が大きくなるが、今後その傾向が更に強まり、それが勤労意欲の阻害や不公平感を助長する点である。もう一つは、生涯を通じて消費は所得よりも比較的安定的に推移することが知られており、そのため所得から消費に課税の比重を移すことで、（**図2-2-2**に示したように）ライフサイクルを通じた税負担の平準化が可能となる点である。

第二に、**図2-2-2**によると、中堅所得者層に差し掛かる40歳以降、所得の増大とともに所得課税の負担率が急激に上昇するが、これが労働と余暇の選択を歪める可能性があることである。こうした所得税の累進構造の緩和により、税による労働への阻害効果を取り除き、国民一人一人の活力を十分に引き出すことが可能になる、と述べている。

表 2-2-8　人口構成の推移

	昭和45年（1970年）	昭和60年（1985年）	平成２年（1990年）	平成７年（1995年）	平成12年（2000年）
1　総人口	１億372万人	１億2,105万人	１億2,361万人	１億2,546万人	１億2,739万人
2　65歳以上人口（総人口に占める割合）	733万人（7.1％）	1,247万人（10.3％）	1,493万人（12.1％）	1,823万人（14.5％）	2,170万人（17.0％）
3　0～19歳人口（総人口に占める割合）	3,389万人（32.7％）	3,501万人（28.9％）	3,258万人（26.4％）	2,864万人（22.8％）	2,680万人（21.0％）
4　20～64歳人口（総人口に占める割合）	6,250万人（60.3％）	7,353万人（60.7％）	7,611万人（61.6％）	7,860万人（62.6％）	7,888万人（61.9％）
5　20～64歳人口と65歳以上人口の比率	8.5人：１人	5.9人：１人	5.1人：１人	4.3人：１人	3.6人：１人
	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	平成32年（2020年）	平成37年（2025年）
1　総人口	１億2,935万人	１億3,040万人	１億3,003万人	１億2,835万人	１億2,581万人
2　65歳以上人口（総人口に占める割合）	2,473万人（19.1％）	2,775万人（21.3％）	3,139万人（24.1％）	3,274万人（25.5％）	3,244万人（25.8％）
3　0～19歳人口（総人口に占める割合）	2,670万人（20.6％）	2,745万人（21.1％）	2,794万人（21.5％）	2,719万人（21.2％）	2,547万人（20.2％）
4　20～64歳人口（総人口に占める割合）	7,792万人（60.2％）	7,520万人（57.7％）	7,070万人（54.4％）	6,842万人（53.3％）	6,790万人（54.0％）
5　20～64歳人口と65歳以上人口の比率	3.2人：１人	2.7人：１人	2.3人：１人	2.1人：１人	2.1人：１人

（備考）平成２年までは国勢調査、平成７年以降は厚生省人口問題研究所推計（平成４年９月）による。
（出所）税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成５年11月）５ページ。

第三に、**図2-2-2**にみられるように所得課税への依存度が高いまま人口高齢化が進展すると、勤労世代の人口減少で将来的に税収が減少すると考えられることである。今後増大する社会保障などの公共サービスの財源を安定的に確保するためには、勤労世代だけでなく引退世代からもまんべんなく負担を求める消費課税に重点を移していく必要がある、と述べている。

以上の三つの視点から、「所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体

図 2-2-2　モデル世帯の租税等負担率（試算）

（全国：勤労者世帯、対年間収入比）

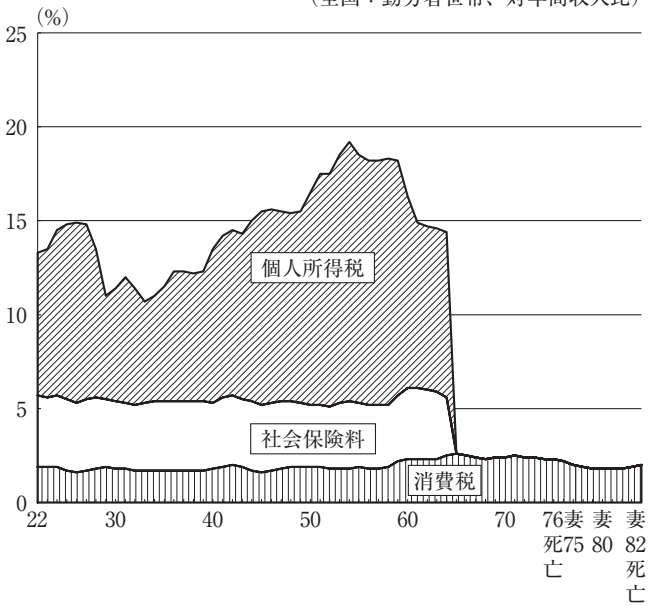

（備考）1　経済企画庁「地域経済レポート」（平成５年）、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成４年）、総務庁「全国消費実態調査」（平成元年）、「家計調査」（平成元年・平成４年）等より作成。
2　このモデルは、実際の収入、支出の経年的な変化を追ったものではなく、モデルの各ステージに対応した世帯類型別の収入と支出をとったものである。
3　想定したモデルでは、勤労者の男性は22歳から働き始め、28歳で26歳の女性と結婚する（その後、妻は専業主婦と仮定）。夫29歳で長子が誕生し、３年後に第二子が誕生する。２人の子どもは幼稚園２年保育から４年制大学まで進むものとし、夫が51歳の時長子が大学を卒業し、就職独立する。第二子も３年後これに続き、夫は60歳で定年退職し、再就職の後引退し、年金生活にはいる。夫は76歳で死亡し、妻は82歳で死亡するとした。
4　住宅取得はないものと仮定した。
（出所）税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成5年11月）10ページ。

系の構築を図る」ことを税制の見直しの視点としている。具体的には次のように述べて、所得税の累進緩和による減税と消費税率引上げによる増税の組合わせによる税制改革を主張している。[3)]

①　所得課税

個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩

和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和を進めること等により、税負担の大幅な軽減を図る。

…（中略）…

② 消費課税

消費税については、中小事業者への特例措置等について、平成３年に行った見直し後の状況を踏まえて、必要な見直しを行うとともに、税率を引き上げ、税体系における消費課税のウエイトを高める。

なお、その上で次のように述べ、増減税を分離せず、一体的に改革を進めることを強く主張している。[4)]

税制の総合的見直しは、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するため、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合うことを目指すものであることから、具体的な改正事項は、その全体が一体的に成案に取りまとめられ、実施されるべきである。その具体的な実施に当たっては、現下の厳しい財政事情の下で、その更なる悪化を招き後世代に大きい負担を残すような事態は厳に避けるべきであり、財政収支のバランスを確保することが中長期的な経済の安定成長にとって極めて重要な条件であることに留意すべきである。

（２） 個人所得課税の改正について

中期答申では上記の議論を踏まえた上で、所得税の税率構造や課税ベースの在り方について検討を行った。先の**図2−2−2**では、中堅所得者である40歳以降、所得の伸びに応じて所得税の負担率が急激に上昇する実態を示した。こうした所得税の累進構造の問題は、給与階層別の実効税率を示した**図2−2−3**にも端的に示されている。すなわち、我が国の税制を諸外国と比較すると、低・中所得階層の実効税率は全般的に低い一方で、給与が700万円を超える辺りから実効税率が急速に上昇する構造となっている。これは所得控除が大きく設定され、最低税率（所得税10％、住民税５％で合計15％）も比較的低い一方で、中堅所得階層を超えると限界税率が急激に上昇することを意味する。また、最高税率（所得税50％、住民税15％で合計65％）も諸外国と比べると高く、こうした構造が中堅より上位階層の税負担感を累増させ、労働などへの阻害効果を引き起こ

図 2-2-3　所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子２人の給与所得者）

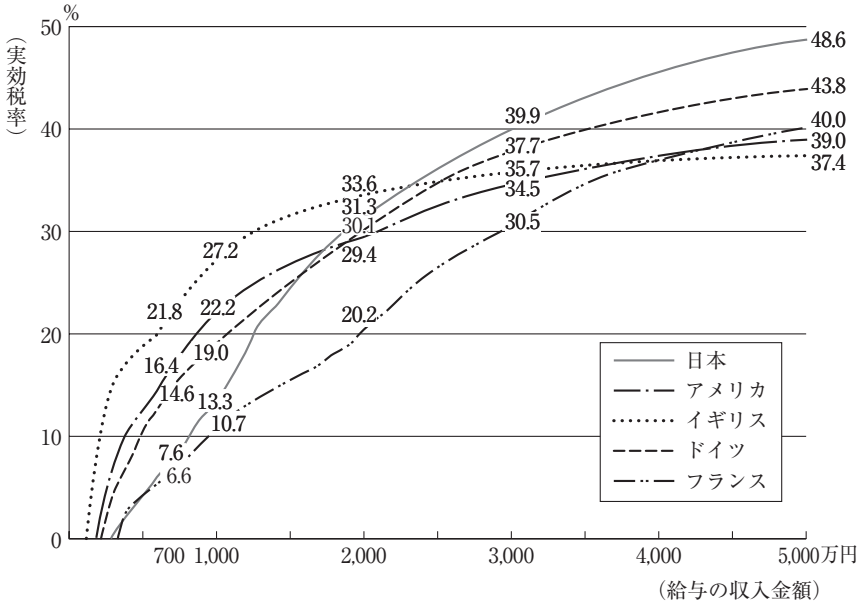

（注）１　邦貨換算は、次のレートによる。

アメリカ	１ドル＝124円
イギリス	１ポンド＝223円
ドイツ	１マルク＝83円
フランス	１フラン＝24円

２　アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

（出所）税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成５年11月）19ページ。

している可能性がある、と述べている。

そこで改正の考え方としては、中堅所得者の負担累増感を取り除くことに主眼を置いた。具体的には、税負担率の急激な上昇を抑えるために限界税率のブラケット幅を広げることや、所得税・住民税を合わせた最高税率を現行の65％から50％程度に引き下げること、などを提言している。また、消費税率の引上げがなされる場合は、低所得者の負担が増えることに配慮して所得税の最低税率据え置き、給与所得控除の若干の引上げなどを提言している。

この後、平成６年秋の税制改革では消費税率引上げとの見返りで、中堅所得

者を中心に限界税率のブラケット幅の拡張など、「中期答申」が示した方向で改革が実施されることとなる。以下では、この「答申」の要約のうち、個人所得課税の改革について述べた部分の全文を示しておく。[5)]

① 所得課税

(i) 個人所得課税

(イ) 基本的考え方

○ 現在の個人所得課税の負担状況を見ると、いわゆる中堅所得者層においては、所得がある程度増加するに従って限界的な税負担が上昇し、負担の累増感が生じてきている。

個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和を進めること等により、税負担の大幅な軽減を図ることが適当である。

(ロ) 税率構造

○ 税率の適用所得の幅については、それぞれの幅がある程度長い期間における給与収入の伸びをカバーしうるよう、大幅に拡大させることが適当である。

○ 最高税率については、所得税・個人住民税を合わせて50%程度を目途に引き下げていくことが適当である。

○ 最低税率については、今般の税制の総合的見直しによる中低所得者層の負担状況等にかんがみれば、その水準を据え置くことはやむを得ない。

○ 税率の刻みについては、わずかな所得の上昇によって限界税率が急上昇することのないよう、所得税と個人住民税の税率適用所得の幅に十分配慮して設定することが適当である。

(ハ) 人的控除

○ 基礎的な人的控除の引上げは、基本的には適当でない。ただ、個人所得課税の負担軽減と併せて消費税率の引上げが行われる場合には、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。

(ニ) 給与所得控除

○ 給与所得控除額については、今般の税制の総合的見直しによる中堅以下の所得者層の税負担状況にかんがみれば、控除率適用対象収入範

囲の見直しにより、ある程度引き上げることが適当である。

㈱　年金課税

○　公的年金、私的年金といった年金に対する課税のあり方については、一連の年金制度改正の状況等をも踏まえつつ、今後幅広い見地からの基本的な見直しを進めていく必要がある。

〔注〕

1)　小川是・元主税局長口述記録。
2)　税制調査会「今後の税制のあり方についての答申―「公正で活力ある高齢化社会」を目指して―」（平成５年11月）６ページ。
3)　同上 52ページ。
4)　同上 52–53ページ。
5)　同上 54–55ページ。

5　羽田内閣・村山内閣における税制改革の議論（平成６年秋の税制改革）

こうして税制改革は持ち越された。しかし、この直後に細川内閣は退陣を表明、後を受けた羽田内閣も社会党の連立離脱の影響を受けて２か月で退陣し、税制改革はその後に成立した自社さ連立村山内閣に引き継がれる。この間、一貫して所得税減税と消費税増税を組み合わせる改革が模索され、特に所得税・住民税は、平成６年度改正の5.5兆円減税を継続することがほぼ既定路線であったが、難航を極めた消費税の問題が、所得税・住民税改革にも影響を及ぼすことになる。しかし、先の連立与党合意や与野党で合意した平成６年度税制改正法案の「附則」により、「平成６年度中の改革実施」に各党がコミットする形となり、紆余曲折の末、９月にその成案が得られる。結論を述べておくと、平成７年度より3.5兆円の制度減税と２兆円の特別減税を合わせる（すなわち、総額5.5兆円の）所得税・住民税の「２階建て減税」をまず実施、２年後の平成９年度より消費税率を３％から５％に引き上げるという税制改正である。以下ではこの政策決定過程を、主に所得税改正の視点から検討する。

（１）　平成６年４月（細川内閣の退陣）から平成６年７月（羽田内閣の退陣）まで

平成６年度税制改正法案が成立した直後の平成６年４月８日に、３年ごとの委員の入替えで新たに発足した政府税制調査会（加藤寛会長）の初会合が行わ

れた。そこでは細川内閣総理大臣による次のような諮問が行われた。

（諮問）
「今後の税制のあり方についての答申」に示された方向の下で、その後における諸情勢の進展を踏まえ、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、国、地方を通じる財政体質の改善に配慮しつつ、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める。

これは、先の「中期答申」の方向に沿って、改革に関する更なる検討を求めるものであったが、細川内閣総理大臣はこの諮問を行った直後に、自らの借入金問題などを理由に退陣を表明する。[1] その後、新生党の羽田孜を首班とする連立内閣が発足するが、発足直前に社会党が連立政権から離脱し、与党が国会で少数となるという困難な政権運営を強いられる。しかし、税制改革は残された課題の中で最も重要なものの一つと位置付けられていた。羽田首相は就任直後の政府税制調査会で、次のように意気込みを述べている。[2]

新しい内閣は、前内閣での取組みを継承して、必ずや年内に税制改革を実現するよう最大限の努力を傾けてまいる所存でございます。
当税制調査会におかれては、先般の細川前総理の諮問を私自身の諮問として改めてお受け取りいただき、引き続き精力的に審議を進め、6月中には、個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱とする税制改革の具体案づくりに向けた適切な指針を賜りますようお願い申し上げます。

上記に引用した部分でポイントは次の2点、すなわち「所得税減税と消費税増税を柱とする税制改革の具体案づくり」という点と「6月中にその成案を得る」という点である。また、連立与党も社会党が連立を離脱する直前の4月22日に、「新たな連立政権樹立のための確認事項」を発表している。[3]

○新たな連立政権樹立のための確認事項（4月22日）
⑤　高齢化社会対策と税制改革
高齢化社会の到来に対応するために、雇用、年金、医療、介護等の福祉政策をより強力に推進するとともに、住宅、交通、下水道等の生活環境の整備を促

進する。

また、行財政改革及び不公平税制の是正を積極的に進めるとともに、高齢化社会の福祉政策の推進や前記の諸政策を充実させるため、直接税の軽減措置や現行消費税の改廃を含め、間接税の税率引き上げを中心とした税制の抜本的改革について国民の理解を得つつ６月中に結論を得て、本年中に関連法案を成立させる。

社会党はこの直後に連立を離脱するが、４月28日に「この「確認事項」は国民への社会党の公約」[4]と述べ、税制改革を含む「確認事項」についてはコミットすることを表明している。こうして、６月末を目標として、政府税制調査会と並行する形で、連立与党でも「連立与党税制改革協議会」（「福祉社会に対応する税制改革協議会」）を中心に議論が行われた。

もっとも、所得税・住民税については、平成６年度の5.5兆円とほぼ同じ規模の減税を継続することが、ほぼ固まっていた。例えば、大蔵省は（細川内閣時代の）３月に高齢社会福祉ビジョン懇談会が提出した「21世紀福祉ビジョン」における社会保障の見通しなどを基に、税制改革が財政収支に与える影響をいくつかのケースで試算し、政府税制調査会に提出している（５月27日、いわゆる「税制改革に関する機械的試算」）。この「試算」では所得税・住民税を中心とする減税と消費税率引上げを組み合わせる改革を検討したが、そこで示されたいずれのケースも減税額は平成６年度と同じ6.2兆円（このうち、所得税・住民税は5.5兆円）を前提としている。その一方で、消費税の税率を７％から10％に設定し、いずれのケースでも増税となる試算だったため、それに対する批判が強くなされた（「機械的試算」の内容は「第６節　消費税その２」で詳しく論じる）。[5]このように、所得税・住民税の減税規模が固まった一方で、最後まで議論となったのは消費税の税率引上げ幅であった。

ただし、所得税・住民税の減税を具体的にどのように実施するか（税率引下げか、控除の拡大かなど）は、先の政府税調の中期答申がベースだったものの、決まっていなかった。例えば、連立与党税制改革協議会の小委員会が６月９日にまとめた報告書は、中堅所得階層の負担累増感軽減のために、所得税の限界税率20％の適用区分の拡大を提言したが、先の「中期答申」が主張した最高税率引下げは賛否両論を併記し、明確な判断を示していない。これは、高所得層

の負担軽減に反対する社会党（当時、連立離脱中）への配慮、と伝えられている。[6] しかし、6月21日に発表された連立与党税制改革協議会（先の小委員会の上部協議会）の報告書では、「最高税率については、所得税・個人住民税あわせて約50％程度に引き下げていくことが望ましいことから、この点は、今後とも検討を行うこととする」と、かなり前向きな表現に変わっている。[7] 一方、政府税制調査会も連立与党の検討に合わせるように、6月21日に「税制改革についての答申」を発表した。ここでは、今後の少子高齢化時代を踏まえて、税収中立ではなく若干の増税が望ましい、との姿勢を鮮明にした。ただし、所得税改正の内容は先の「中期答申」とほぼ同じである。

こうして、6月末に向けて議論が進んだが、当初からの最大の問題は羽田内閣が少数与党であり、政権基盤が弱いことであった。平成6年度予算が成立した直後の6月23日に野党自民党が内閣不信任案を提出、その後連立与党と社会党の政権協議が不調に終わり、羽田内閣は総辞職する。この後、自民党と社会党、新党さきがけが連立政権を組むことを決断、6月30日に社会党の村山富市を首班とする内閣が発足する。この政権交代によって、議論は再び振出しに戻ることとなった。

（2） 平成6年7月（村山内閣の成立）以降（税制改革案の決定）

政権交代で議論は振出しに戻ったが、引き続き税制改革は最重要課題の一つであった。改革の流れは依然、所得税・住民税の負担軽減と消費税率の引上げであり、特に所得税・住民税の5.5兆円の減税継続は既定路線であった。しかし、これまで消費税に反対し続けてきた社会党が政権に入ったこともあり、その税率引上げへの抵抗は強く、それが所得税・住民税減税にも影響を及ぼすことになる。すなわち、減税5.5兆円を3兆円の制度減税と2.5兆円の期限付き特別減税に分ける「2階建て減税」であり、その狙いは減税の一部を景気が回復次第終了させることで、減税財源を賄う消費税率の引上げ幅を小さくすることであった。以下では、所得税改正に重点を置きつつ、こうした税制改正案の決定過程を検討する。

新政権が発足早々、税制改革の議論を急ぐ必要があった理由として、先の平成6年度税制改正法案における「附則」の問題とともに、対外的な事情が挙げられる。日本の経常収支黒字を問題視するアメリカなどからの内需拡大要求は

根強く、政権交代直後の７月７日及び８日にイタリアのナポリで開かれたサミットで、村山首相は内需拡大のため、次年度以降も所得税減税を継続することを表明した。そうした事情もあり、政権として税制改革に対する方針を早急にまとめる必要があった。年内の税制改革実現のためには、国会での審議時間を考えると９月中旬ごろまでには方針を決める必要があるとされ、これを踏まえた村山首相は、７月18日の国会での所信表明演説で税制改革への強い決意を示している。

> また、税制面では、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指し、国、地方を通じ厳しい状況にある財政の体質改善に配慮しつつ、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を構築することが不可欠であります。このため、行財政改革の推進や税負担の公平確保に努めるとともに、平成７年度以降の減税を含む税制改革について総合的な改革の論議を進め、国民の理解を求めつつ、年内の税制改革の実現に努力してまいります。

改革の方向は依然、所得税の減税と消費税の税率引上げを組み合わせる「直間比率の是正」であり、所得税・住民税の5.5兆円減税の継続がほぼ決定された一方で、問題は消費税の扱いであった。特に社会党が再び政権に入ったことが問題を難しくした。社会党の執行部は先の細川・羽田内閣で、連立を離脱する直前の４月４日に消費税を認める政策転換を発表するなど柔軟路線に転じていたが、[8] それでも左派を中心に、依然抵抗は強かった。

そうした消費税の問題が、所得税・住民税の改正に波及することとなる。すなわち、所得税・住民税の減税予定である5.5兆円を制度減税の３兆円と期限付きの特別減税の2.5兆円に分割する、という「２階建て減税」論の浮上である。所得税・住民税減税の財源を消費税率引上げで賄った場合、減税額を5.5兆円とすると消費税率は少なくとも６％以上にする必要がある。そこで、所得税減税の一部を特別減税で行い、景気が回復次第終了させることとすれば、減税財源を賄うための消費税率の引上げ幅を小さくできる、という考えであった。消費税率引上げに消極的な社会党や新党さきがけの間で８月の頭にこうした案に対する支持が急速に広まり、その後自民党にも理解が広まった、と伝えられる。[9] ただし、こうした「２階建て減税」に対しては、先の羽田内閣で所得税

減税と消費税増税の改革を主導した新生党などの野党から「中途半端」との強い批判が出された。[10] また、所得税の抜本改革の趣旨に反する、という点でメディアからも次のような指摘がなされている。[11]

> 周知のように細川、羽田両政権下では、所得税減税額を上回る消費税増税で税収基盤を強化しようという「差し引き増税」路線が主流だった。
>
> ところが、新政権になって、できるだけ増税幅を抑制したいという方向に空気が変わってきた。筋が通っているなら大いに賛同したいところなのだが、残念ながらそうではないところが問題である。
>
> 前政権での実質増税論の弱点をついた議論は、帝都高速度交通営団をはじめ22の特殊法人の民営化などを打ち出した新党さきがけの行政改革構想があるくらいだ。あとは、来るべき総選挙を意識してか、とにかく消費税率を抑えられればいいといったずさんな議論である。
>
> 例えば、社会党の一部でささやかれているといわれる減税二分論。来年以降の減税を今年のような定率減税分と累進カーブの緩和による本格減税分に分け、後者だけを消費税増税でまかなおうというアイデアだ。しかし、これでは高齢化社会に対応して所得税中心の直接税偏重型税体系を改めるという今回の税制抜本改革の意味が失われてしまう。

一方、消費税の税率引上げは平成6年の減税開始より3年後の平成9年度から実施、との案が有力となっていった。[12]

その後も、社会党の左派の一部が「所得税減税だけをまず決定し、その後消費税引上げについて再度議論する」という増減税分離論を再度持ち出したため、議論は予断を許さない状況が続いた（この経緯は「第6節　消費税その2」で再度議論する。）。しかし、所得税・住民税に関しては「2階建て減税」で議論が収斂していった。制度減税と特別減税の5.5兆円の内訳は3.5兆円と2兆円となり、更に国と地方の減税内訳も7：3で決定された。制度減税の具体的な方法については、中堅所得者の累進税率構造を緩和するためのブラケットの見直しがなされたが、それが紛糾したといった報道も伝わっていない。こうして議論は難航するが、所得税・住民税減税と消費税率の5％への引上げを組み合わせる税制改正案が、9月21日に決定する。

所得税・住民税改正の具体的な内容はこの後、項を分けて論じるが、考え方

だけをここで述べておくと、制度減税は中堅所得者の累進的な税率構造緩和と、消費税増税による低所得者の負担軽減を目的とした所得控除の拡張であり、一方、２兆円の特別減税は定率減税となった。特別減税は平成７年だけでなく８年も継続することを前提としつつ、８年については景気が特に好転した場合は改めて検討する、とされた。[13)]

この税制改正が財政に及ぼす影響について簡単にまとめておくと、**表2-2-9**のようになる。所得税・住民税の制度減税が3.5兆円、これに平成６年度から既に実施されている相続税の減税0.3兆円を合わせると、トータルで3.8兆円の減税、一方、消費税は4.4兆円の増税（税率の引上げ、ほかに益税の対策など）となった。減税を先行させることで必要となるつなぎ公債の償還財源は0.5兆円とし、[14)] 残りの0.5兆円は社会保障歳出に充てられることとなった。この上に、表に示されていない所得税・住民税の特別減税２兆円が加わることとなる。

所得税・住民税改正の具体的な内容は次の項で説明するが、その前に、この改革の評価をみておきたい。まず、「２階建て減税」については、以下のようなかなり厳しい批判が示されている。[15)]

表 2-2-9　税制改革による増減収等の姿

所得減税等による減収額 （所得税・個人住民税の恒久減税　△3.5兆円 平成６年度改正における相続税減税　△0.3兆円）	△3.8兆円
消費税の改革	＋0.3兆円
消費税率引上げ（３％→５％）による純増収額 （増収額－政府負担の消費税増加分＝4.8－0.7兆円）	＋4.1兆円
政府負担の消費税増加分のうち公債発行により得るもの	＋0.4兆円
つなぎ公債の償還財源	△0.5兆円
社会保障関係 （年金等の物価スライド　△0.1兆円 社会福祉　△0.4兆円）	△0.5兆円
合　　計	0.0兆円

（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）８ページ。

昨年来、最大の政治課題といわれた今回の税制改革の理念、ねらいは一体何だったのか。ようやく決着した政府・連立与党の税制改革案からはさっぱり見えてこない。

最大の原因は、来年以降の恒久減税を約3兆5000億円と今年の定率減税（約5兆5000億円）を大幅に下回る金額に抑え込んだことである。減税を、消費税増税時に元に戻す定率減税部分（約2兆円）と恒久減税部分に分割するいわゆる2階建て構造にしたためである。

直間比率の是正によって高齢化社会に耐えられる税制構造を作り上げることを目指した今回の税制改革のポイントは大きく2つあった。その一つは、先進国でもっともきつい累進構造の緩和による本格的な所得税減税である。

このためには最高限界税率（住民税と合わせて65％）の引き下げ、税率の簡素化などの組み合わせによって年収700万から800万円以上層の累進カーブを大幅に緩和することが不可欠だった。この本格減税には恒久減税の規模を今年の定率減税並みの5兆5000億円から6兆円程度とする必要があるとみられている。

しかし、これらは新連立政権のもとではほとんど議論されなかった。社会党を中心に恒久減税の規模を圧縮しようという空気が強まった段階で税制改革の理念は捨て去られたのである。今回の恒久減税案は、単に税率区分の適用範囲の見直しでお茶を濁したに過ぎない。

一方、政府税制調査会は平成7年度答申で所得税改正について次のように述べ、今後に残された課題を認めつつ好意的な評価を行っている。減税が2階建てになったことへの論評は特に行っていない。[16)]

個人所得課税の税率構造については、今回の措置により、そのあるべきなめらかな累進構造の姿が基本的には実現されたと言えるのではないかと考える。ただ、最高税率の水準や特別な人的控除等のあり方といった問題については、これまでの答申で述べた考え方に沿って、今後とも検討を行っていく必要がある。

こうしたマス・メディアと政府税調の間を取る論評として、次のような論評も示されている。[17)]

新しい連立与党が策定した税制関連改革に厳しい注文もつけられてはいたが、

景気対策と財政健全化の二つの相反する目標をある程度満足させるためにはやむをえぬ選択であったと思う。制度減税と時限的な特別減税を２階建てにした改革案は、まさに苦渋の産物であった。そのうえ、それまで与野党に分かれ対立関係にあった自民党と社会党が連立政権の担い手となったわけだから、当然政治的妥協の積み重ねは不可避であった。

（３）　所得税・住民税改正の詳細

本節の最後に、所得税・住民税の改正の内容について説明する。**表2−2−10**には所得税・住民税の5.5兆円減税の内訳を示した。これまで述べてきたように、5.5兆円は制度減税3.5兆円と特別減税２兆円に分かれるが、制度減税は更に税率構造の改正で2.3兆円、人的控除と給与所得控除の引上げで1.2兆円に分けられる。以下では、『改正税法のすべて』（平成７年版）の記述を活用しつつ、それぞれの内容について説明する。

まず、制度減税のうち税率構造の改正内容を**表2−2−11**に示した。表から明らかなように、今回の税制改正では特に限界税率が20％以上のブラケット幅が大きく広げられた。先の「中期答申」で論じられたように、我が国の所得税・住民税の特徴は中堅所得を超えると税負担が急激に大きくなる点であり、こうした構造が勤労意欲に影響を与え、高齢化社会の中で勤労世代に過度な負担を強いるとの指摘がなされていた。そこで、今回の改正は限界税率のブラケット幅を広げて、こうした中堅所得階層以降の税負担の軽減が目的とされた。なお、最低税率のブラケット幅の拡張は前回（昭和63年）の改革で既に大きく広げられたことを考慮し、最小限度にとどめている。また、中期答申では所得税・住

表 2−2−10　所得減税による減収額（平年度）

（単位：億円）

改　正　事　項	所得税	個人住民税	合　計
1　税率構造の改正	△16,300	△6,720	△23,020
2　人的控除の引上げ等	△4,650	△2,010	△6,660
3　給与所得控除の拡充	△3,290	△1,560	△4,850
小　　計	△24,240	△10,290	△34,530
4　特別減税	△13,760	△6,310	△20,070
計	△38,000	△16,600	△54,600

（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）10ページ。

表 2-2-11　累進税率の適用対象所得範囲の改正

改正前		改正後	
課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
300万円以下 （7,096千円）	10%	330万円以下 （7,727千円）	10%
600万円以下 （10,468千円）	20%	900万円以下 （13,494千円）	20%
1,000万円以下 （14,310千円）	30%	1,800万円以下 （22,968千円）	30%
2,000万円以下 （24,836千円）	40%		
2,000万円超の金額	50%		
		3,000万円以下 （35,600千円）	40%
		3,000万円超の金額	50%

（備考）（　　）内は夫婦子２人の給与所得者で子２人のうち１人が特定扶養控除の対象となる場合の給与収入金額。
（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）29ページ。

民税合わせて65％という最高税率の引下げも提言されたが、中長期的には引下げを検討すべきとしつつ、今回の改正では見送られた。

次に、人的控除の引上げと給与所得控除の拡張の内容を**表2-2-12**、**表2-2-13**に示した。まず、人的所得控除はそれぞれの控除が３万円ずつ引き上げられ、また、給与所得控除は、給与の低い階層に対する給与所得控除率が引き上げられた。我が国の課税最低限は既に高くなっており、所得控除の拡大による課税最低限の更なる引上げは適当ではないとの意見もあるが、今回の改正では消費税の増税による低所得世帯の負担増が予定されており、その配慮としてこうした所得控除の改正が行われた。

なお、夫婦子２人の給与所得者を例にとると、税制改革（制度減税）の税負担軽減効果は**表2-2-14**のようになる。また、給与階層別の実効税率を国際的に比較した**図2-2-4**から分かるように、改革後では従来の税制に比べて中堅所得

表 2-2-12　基礎的な人的控除の引上げ

項　　目	改正前	改正後
基礎控除	35万円	38万円
配偶者控除	35万円	38万円
（老人控除対象配偶者に係る配偶者控除）	（45万円）	（48万円）
配偶者特別控除	最高35万円	最高38万円
扶養控除	35万円	38万円
（老人扶養親族に係る扶養控除）	（45万円）	（48万円）
（特定扶養親族に係る扶養控除）	（50万円）	（53万円）

（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）30ページ。

表 2-2-13　給与所得控除の引上げ

控除率	改正前	改正後（平成７年分以降）
（最低65万円）		
40％	給与収入165万円まで	給与収入180万円まで
30％	給与収入330万円まで	給与収入360万円まで
20％	給与収入600万円まで	給与収入660万円まで
10％	給与収入1,000万円まで	給与収入1,000万円まで
5％	給与収入1,000万円超	給与収入1,000万円超

（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）33ページ。

階層以降の実効税率が大きく緩和された。

一方、２兆円の特別減税については、税法に基づいて計算された所得税・住民税額から一定比率の税額を軽減する定率減税方式がとられた。減税比率は所得税・住民税ともに15％とされたが、減税額には所得税は５万円、住民税は２万円という上限が設定された。

以上の税制改革によって、平成４年ごろの所得税減税問題に端を発する所得税・住民税改正の問題はいったん決着が着くことになった。

表 2-2-14　制度減税による負担軽減状況（夫婦子２人の給与所得者）

制度減税により、税負担率はなだらかに増加。

給与収入	所得税					
	平成６年11月改正前の制度による税額		軽減額		改正後による税額	
	㋑	負担率	㋺	軽減割合 ㋺／㋑	㋑−㋺=㋩	負担率
円	円	%	円	%	円	%
4,000,000	52,500	1.3	19,500	37.1	33,000	0.8
5,000,000	125,500	2.5	19,500	15.5	106,000	2.1
6,000,000	203,500	3.4	19,500	9.6	184,000	3.1
7,000,000	291,500	4.2	25,500	8.7	266,000	3.8
8,000,000	459,000	5.7	81,000	17.6	378,000	4.7
9,000,000	635,000	7.1	81,000	12.8	554,000	6.2
10,000,000	811,000	8.1	81,000	10.0	730,000	7.3
12,000,000	1,336,500	11.1	226,500	16.9	1,110,000	9.3
15,000,000	2,362,000	15.7	463,000	19.6	1,899,000	12.7
20,000,000	4,262,000	21.3	938,000	22.0	3,324,000	16.6
25,000,000	6,177,500	24.7	1,235,500	20.0	4,942,000	19.8

給与収入	所得税＋個人住民税					
	平成６年11月改正前の制度による税額		軽減額		改正後による税額	
	㋑	負担率	㋺	軽減割合 ㋺／㋑	㋑−㋺=㋩	負担率
円	円	%	円	%	円	%
4,000,000	92,250	2.3	26,750	29.0	65,500	1.6
5,000,000	201,750	4.0	26,750	13.3	175,000	3.5
6,000,000	354,000	5.9	54,000	15.3	300,000	5.0
7,000,000	530,000	7.6	66,000	12.5	464,000	6.6
8,000,000	785,500	9.8	121,500	15.5	664,000	8.3
9,000,000	1,049,500	11.7	121,500	11.6	928,000	10.3
10,000,000	1,329,750	13.3	137,750	10.4	1,192,000	11.9
12,000,000	2,140,250	17.8	352,250	16.5	1,788,000	14.9
15,000,000	3,639,750	24.3	585,750	16.1	3,054,000	20.4
20,000,000	6,252,250	31.3	1,060,750	17.0	5,191,500	26.0
25,000,000	8,880,250	35.5	1,358,250	15.3	7,522,000	30.1

（備考）１　子２人のうち１人が特定扶養親族に該当するものとして計算してある。
２　一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。
３　夫婦子２人の課税最低限は、所得税353.9万円（改正前327.7万円）、個人住民税303.1万円（改正前284.9万円）となる。

（出所）『改正税法のすべて』（平成７年版）26ページにより作成。

図 2-2-4　所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子２人の給与所得者）

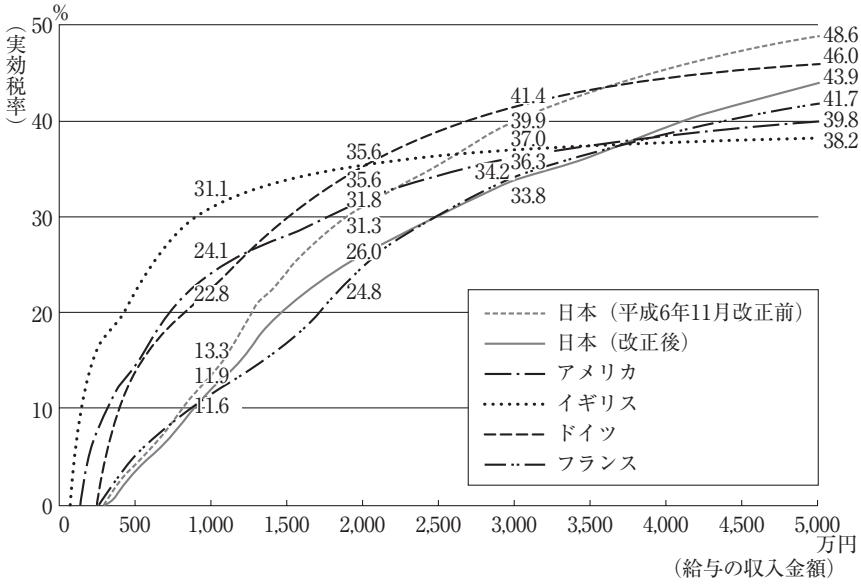

（備考）数値は、給与収入1000万円、2000万円、3000万円及び5000万円における各国の実効税率である。

（注）１　邦貨換算は、次のレートによる。

アメリカ	1ドル＝99円
イギリス	1ポンド＝154円
ドイツ	1マルク＝63円
フランス	1フラン＝19円

２　アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

（出所）『改正税法のすべて』（平成7年版）25ページ。

〔注〕

1)　この時の様子は水野勝『税制改正五十年―回顧と展望』（平成18年、大蔵財務協会）615-626ページが示している。
2)　税制調査会「税制改革についての答申」（平成６年６月）附属資料２ページ。
3)　連立与党「新たな連立政権樹立のための確認事項」（平成６年４月22日）。
4)　日本社会党中央執行委員会「政権離脱に至る経緯とわが党の態度」（平成６年４月28日）。
5)　『日本経済新聞』平成６年５月28日朝刊。
6)　『日本経済新聞』平成６年６月10日朝刊。
7)　『日本経済新聞』平成６年６月22日朝刊。
8)　『日本経済新聞』平成６年４月５日朝刊。

9）『日本経済新聞』平成６年８月３日朝刊、８月25日朝刊など。
10）『日本経済新聞』平成６年10月５日夕刊。
11）『日本経済新聞』平成６年８月22日朝刊。
12）『日本経済新聞』平成６年９月10日朝刊。
13）『改正税法のすべて』（平成７年版）22ページ。
14）６兆円の先行減税を３年間実施するとしてつなぎ公債を18兆円発行すると考えると、割引などを考えない単純計算の場合で0.5兆円×36年＝18兆円となる。また、「政府負担の消費税増加分のうち公債発行により得るもの」とは、政府が支払うべき消費税額のうち、当座の財源を公債で賄うものをいう。
15）『日本経済新聞』平成６年９月23日朝刊。
16）税制調査会「平成７年度の税制改正に関する答申」（平成６年12月）２ページ。
17）石弘光『現代税制改革史』（平成20年、東洋経済新報社）622ページ。